

平成23年2月14日
中国四国産業保安監督部

中国電力株式会社にかかる電気事業法第106条第3項に基づく報告の受理について

中国四国産業保安監督部は、中国電力株式会社に対し、電気事業法第106条の規定に基づき報告を指示していた平成23年1月1日の山陰地方の豪雪により同社余子支線及び配電設備の破損等の被害が発生した件について、本日、同社からの報告を受理しました。

- 当部では、中国電力株式会社から平成23年1月1日の山陰地方の豪雪により同社余子支線及び配電設備の破損等の被害が発生し、広範囲の供給支障が生じたとの報告を受け、平成23年1月12日、同社に対し電気事業法第106条第3項に基づき、今後の電気保安確保のため、原因及び再発防止対策について報告するよう指示し、本日、同社から原因及び再発防止策に関する報告を受理しました。
- 本報告では、原因として、設計を大幅に上回る湿雪が電線に大量に付着し、異常な荷重が加わり、余子支線及び配電設備の破損等が発生したと推定されています。このため、再発防止策として、電線への着雪防止対策や配電設備の強化等を行うとともに、今回の事故箇所と類似する地域の送電設備についても対策を検討していくこととしています。
- 当部では、今回報告のあった再発防止策の実施状況及び今後検討される再発防止対策についても、引き続き確認してまいります。

本件に関する問い合わせ先
中国四国産業保安監督部 電力安全課
電話：082-224-5742（直通）